

**鳥取県告示第15号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社米子テクノサービス	訪問看護ステーション境港すずかけの樹	境港市清水町761-1	平成25年1月1日	介護予防訪問看護